

各弁護士近況

大川 正二郎

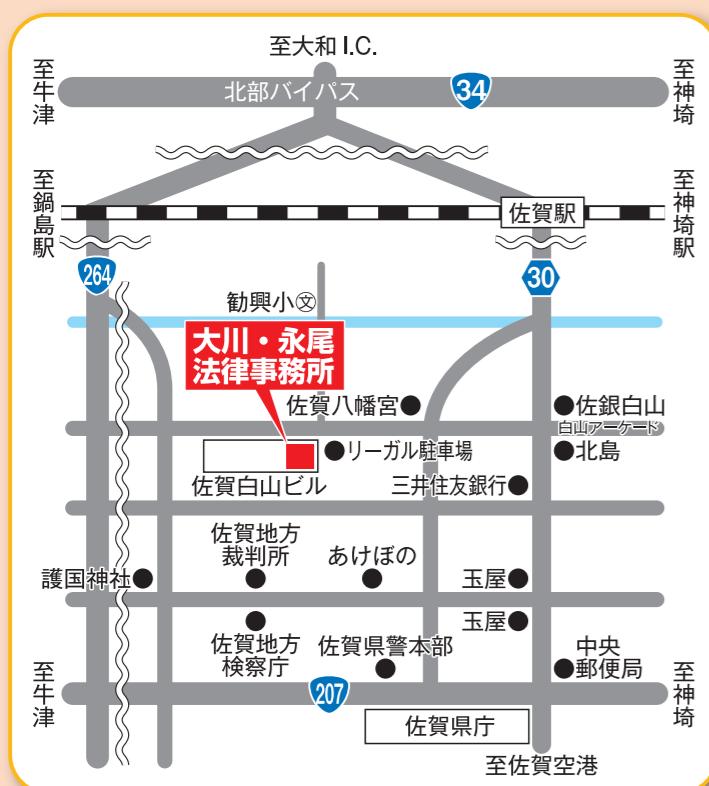
二～ハオ。以前、韓国語の勉強のことをお伝えしましたが、韓国語もものにできない内に今度は中国語の勉強も始めました。中国語はさらに難しく、ゆっくりの片言でもできるようになるのはいつのことだろうかと、気が遠くなる思いです。それでも韓国語と中国語を勉強して思ったのは、当たり前のことですが、やはり日本、韓国、中国は同じ漢字文化の中にあり、極めて似通った部分があることです。こんなにも似通った文化を持ち、お隣さん同士なのに、どうして政治的にはぎくしゃくするのでしょうか。住みよい環境にするには、お隣さん同士仲良くすることであるのは、個人でも国でも同じだと思うのですが。

永尾 竹則

仕事がら文章を書いたり話をしたりする機会が多いために、正しい日本語を使うよう気を付けてはいるのですが、特に敬語の使い方にはいつも悩みます。勉強しないといけないと思い、敬語の使い方に関する本を買って見てみたのですが、いろいろな場面で間違った使い方をしていたことに気づき恥ずかしくなりました。中には、正しいと思っていた日本語の使い方が実は間違った使い方だったという言葉使いもあり、ますます気を付けないと改めて思います。

鳥飼 亜由美

お盆に高校の同窓会がありました。佐賀在住ということで、私も末端ながら同窓会準備のお手伝いをしたのですが、幹事を中心に、皆で会議をし意見を出し合つて同窓会を作り上げていく過程はまさに高校時代さながらで、一致団結して大きな物事を成し遂げる楽しさやすばらしさを改めて実感しました。弁護士としての仕事においても、依頼者や関係者、時行政等関係各所と協力し合って一致団結して紛争を解決していくという姿勢を忘れないようにしたいと思います。



大川・永尾法律事務所

T840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
業務時間

月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士

大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美

おたより

ほっと

第4号

大川・永尾法律事務所



青空のように

秋が深まるにつれ、空はますます高く、ますます青く澄み渡ってきます。このような青空は、眺めるだけで実際に気分のいいものです。秋空だけではありません。梅雨の晴れ間に雲間からわずかにのぞく青空でさえも、どこかしら私たちをほっとさせるものがあります。しかし、忙しい日常に追われていると、空を見上げることさえ、つい忘れてしまいかちです。それどころか、日常生活や仕事の中でトラブルや悩みを抱え込んでしまうと、心の中は低く垂れこめた暗雲に覆われ、どうかすると土砂降り状態になります。

そんな心の中の暗雲を吹き払うことができたら…。そして、雲間から青空をのぞかせ、それを心の中いっぱいに広げることができます。

私たち大川・永尾法律事務所一同は、みなさまの心の中に青空を届けることができるよう、青空を心の中いっぱいに広げることができるように、これからもみなさまに寄り添い、力を尽くしてまいりたいと思います。

平成二十五年十月吉日

弁護士 大川正二郎

時効でもうダメ?

今回は、消滅時効のお話です。

支払期日から、個人間の貸金債権の場合は10年、商品や製品等の売掛金債権は2年、飲食店のツケ等は1年で、それぞれ消滅時効にかかり、その期間が経過すると請求できなくなります。もっとも、その期間の途中で、債務者が一部の支払いをするなど、債権のあることを認めるようなことがあると、その時に時効の経過が中断し、そこから再度上記の期間が始まります。

ときどき、毎年請求書を送っているから時効は大丈夫と言う人を見かけますが、請求書を送っただけでは時効は中断しません。前記の時効の期間内に請求書を送ってさらにそれから半年以内に裁判を起こす等しなければなりません。

それでは、ついうっかり何もせずに、あるいは請求書を送るだけでいいと誤解して時効期間が過ぎてしまったら、もう手遅れで何もできなくなってしまうのでしょうか。

弁護士
大川 正二郎

すぐに諦める必要はありません。時効期間が過ぎても債務者が一部の支払いをするなどして債権のあることを認めるようなことがあれば、債務者は時効の主張ができなくなり、債権者は支払いの請求ができるのです。ですから、時効期間が経過した場合でも、債務者と話をして一部でも内払をしてもらったり、分割払いの合意をしたりすれば、時効期間が経過した債権でも引き続き請求ができるようになります。

逆に、債務者の立場としては、ずいぶん前の債権の請求があった場合には、直ちに支払いや分割払いに応じたりするのではなく、もう一度時効のことを考えてみましょう。

もっとも、時効期間が過ぎてしまわないように日頃の債権管理には十分注意しましょう。



弁護士
永尾 竹則

スポーツ中の事故による賠償責任って?

最近では、健康のため、あるいは仕事や勉強の疲れを取るために気分転換の一つとして、さまざまなスポーツが盛んに行われるようになってきたと思われます。

しかし、反面では、それだけスポーツ中の事故も増えているような気がします。例えば、テニスの練習中に打ったボールが他のプレーヤーに当たって負傷した、あるいは、ゴルフ場でクラブの素振りをしたところ、近くにいた人に当たって負傷した、さらには、隣のホールで打った球がその隣のホールのティーグラウンドでプレーしていたプレーヤーに当たって負傷した等の場合です。このような場合、怪我をさせた方は、相手方に対する法的責任を問われることになるのでしょうか。

どのようなスポーツでも安全にプレーするためにルールが定められています。ですから、ルールやマナーに照らして社会的に許容される範囲内における行動をとっていれば、原則として法的責任を問われることはないといえます。一つ目のテニスの例では、練習は技量が未熟なのを前提としてその向上を図るためにするものですから、ルールを守って練習に取り組んでいたにもかかわらずミスをしたとしても直ちには過失があるとはいません。それ故、原則として法的責任を問われることはないということになります。次に、二つ目のゴルフクラブの素振りの例では、練習者がクラブをスイングする際には所定の場所でスイングすべき義務があると思われます。そのような場所以外でのスイングによる場合は法的責任を問われることになりそうです。さらに、三つ目の隣のホールのプレーヤーに当たった例では、自分の打った球が飛ぶであろうと予測できる範囲を確認し他人の存在を認識するか又は認識できるような場合には打撃を中止する必要があると言われており、そのような場合でない限り打った球が他人に当たっても法的責任は原則として問われないといえます。

いずれも細かい事情が加われば結論が異なることもあります。基本的にルールを守ることが大切です。ルールを守って楽しくプレーしたいものです。

裁判で勝った! その先は?

裁判で勝った! これで問題解決! 普通はそう思いますよね。

ですが、実は、勝訴したからといって必ずしも問題解決に至らない事もあります。例えば、相手方に対して「お金を払え。」という裁判をした場合。相手方に「お金を支払いなさい。」という判決が下ったとしても、自動的に相手方からお金が振り込まれてくるわけではありません。判決だけでお金を回収するには、相手方に「判決が出たから支払って下さい。」と請求し、相手方が任意に応じる必要があります。

もちろん、素直に支払に応じる相手方も多く、無事回収が図れることが多いのですが、時には、判決を無視して支払わない相手方もいます。そういう場合には、「強制執行」という、差押等によって強制的に回収を図る手続きを行なう必要があります。

相手方に差押できるような財産がある場合、この方法によって、現実的な回収することができます。

しかしながら、相手方に差押できるようなめぼしい財産がない場合や、そもそも財産があるのか不明な場合には、差押が出来ないか、出来たとしても僅少な額しか回収できないのです。

差押というと、「家財道具に赤札を貼って売り払う。」というイメージがありますよね。ですが実際は、一般家庭にあるような生活必需品などは差押が禁止されているため、家財道具への差押は不能となることが多いのです。不動産、車、預金などは差押の対象になりますが、担保がついていたり、価値がなかったり、預金口座がどこにあるのかわからなかったり…。そんなこんなで、差押が上手くいかないこともあります。

そうなると、最終的には、裁判所に対し、財産開示手続という、平たく言えば「相手方に財産を開示させてください。」という申し立てをするのですが、これにも従わない人が多いのが現状です。

このように、勝訴判決を勝ち取ったはいいけれど、問題解決につながらない、というケースも現に存在します。

私達弁護士は、なるべくこのような事態に陥らないよう、相手方の資力や回収可能性を見据えて訴訟活動を行うのですが、判決書がただの紙切れとなることのないような司法制度になってほしいものだといつも思っています。

